

台湾意匠審査基準の改訂ポイント

(前編)

聖島国際特許法律事務所
Saint Island International Patent
& Law Offices

弁理士 洪 雅芬



聖島国際特許法律事務所は1974年に創設され、約50年にわたり培った専門知識と経験により、国際的な知的財産・法律分野における、包括的な業務を担っている。洪弁理士は、1992年から聖島国際特許法律事務所に勤務し、化学工学、高分子材料、半導体プロセス、機械工学、電子回路に係る分野の特許・意匠案件の出願・権利化業務、審査情報の監視業務、有効性分析・侵害鑑定業務、無効審判業務において豊富な経験を有する。

【概要】

台湾知的財産局は、科学技術の進歩を踏まえ、デジタルイノベーション経済の発展を推進するとともに、近年の台湾の意匠（中国語（台湾語）「設計専利」）制度を改めて見直し、2020年9月29日に「専利審査基準-第三篇設計専利実体審査」の一部の改訂案を公告し、同年11月1日より施行した（以下、改訂後の基準を「改訂版審査基準」とする）。

改訂版審査基準において改訂された主な内容は、次のとおり。1. コンピュータ画像（以下、「アイコン」）およびグラフィカルユーザインタフェース（以下、「GUI」）について、実体を有する物品への適用を必要条件としていた規定を削除し、投影により生成されたアイコンおよびGUIも意匠登録を可能とした、2. 建築物と室内デザインを意匠登録の保護対象とすることの明文化、3. 明細書と図面の開示要件の緩和、4. 意匠登録の分割出願に対する規制の緩和等。以下、前編では、1、2のポイントについて説明する。なお、3、4およびまとめについては、後編で説明する。

【詳細及び留意点】

1. 画像デザインに関する基準の改訂

(1) 意匠登録保護対象の投影された画像デザインへの拡大

台湾専利法（日本における特許法、実用新案法、意匠法に相当、「専利」は、日本の特許、実用新案、意匠を含む）によると、「意匠」とは、物品の全部また

は一部の形状、模様、もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて訴える創作を指しており、アイコンや GUI も意匠の保護対象となっている。また、意匠は必ず「物品」に適用されたものでなければならないと規定されている。

改訂前の審査基準では、アイコンや GUI を適用する「物品」について、「スクリーン」・「モニター」・「ディスプレイパネル」または「その他の表示装置」といった実体を有する物品でなければならないとされていた。このため、改訂以前は、アイコンや GUI の意匠を出願する場合、それらを表示する何らかの物品を明確に指定しなければならなかった。

しかし、科学技術の発展に伴い、アイコンや GUI は必ずしも表示装置等の物品で表示する必要がなくなっており、投影されたり、VR (Virtual Reality、仮想現実) や AR (Augmented Reality、拡張現実) で表したりすることも可能となっている。また、これらのアイコンや GUI は、多くのデジタル製品で汎用することも可能となっており、意匠の保護範囲は特定の物品に限定される必要はなくなっている。さらに、アイコンや GUI の設計・開発担当者は、往々にしてスクリーン・モニター・携帯電話等のハードウェア機器や製品のメーカーではなく、ソフトウェア業者であることが多く、同様に、権利侵害者もハードウェア機器・製品のメーカーではないことが多くなっている。

従って、改訂版審査基準では、今日の科学技術の発展や産業界の要望に応じるべく、画像デザインを特定の物品に適用しなければならないとしていた規定を、投影にて生成された二次元・三次元の仮想図形であっても意匠登録を受けることができるものへと改訂した。

(2) 汎用の物品名称としての「コンピュータプログラム製品」の認可

改訂版審査基準において、アイコンと GUI を、「コンピュータプログラム製品」により生成され、各種電子デバイスのモニターで表示または投影された二次元・三次元の仮想図形であると定義している。

いわゆる「コンピュータプログラム製品」とは、コンピュータで読み取り可能なプログラムまたはソフトウェアに搭載され、具体的な形式を問わず、広義的に

産業上利用可能な実用品を指している。このことから、改訂版審査基準では、画像デザインを適用する物品が「コンピュータプログラム製品」であってもよいと明文化している。そして、意匠に係る物品の名称をより汎用性の高い「コンピュータプログラム製品の画像」や「コンピュータプログラム製品の GUI」、あるいは「コンピュータプログラム製品の操作リスト」等にする事で、更に幅広い権利範囲を得ることができるようになっている。また、そのような名称を用いることで、各電子機器を逐一出願する必要もなくなる。

当然ながら、出願人が特定の商品分野のアイコンや GUI について出願することを望むのであれば、意匠に係る物品の名称として「携帯電話の画像」や「洗濯機の GUI」等のように特定物品を指定することもできる。この場合、画像デザインを適用する物品は、「携帯電話」・「洗濯機」そのものではなく、「携帯電話に適用されるコンピュータプログラム製品」や「洗濯機に適用されるコンピュータプログラム製品」であると認定される。

なお、「コンピュータプログラム製品」を物品の名称として出願する場合、コンピュータプログラムが組み込まれた電子機器全てを当該物品の類似範囲に含むことができるようになるが、同一または類似の模様や図柄を有する物品については含まれない。

(3)破線でキャリア（画像が表示される物品）を描く必要性が無くなる

改訂版審査基準では、コンピュータプログラム製品で生成された画像デザインは、実線または任意の点線で「スクリーン」、「モニター」、「ディスプレイパネル」等のキャリアを描く必要がないと明文規定しており、以下の図1の図9-12から図9-14の方法で表現することができる。

そして、当該画像デザインの物品や環境を表現したい場合、もしくはディスクレーム部分を表現したい場合は、図1の図9-15のように一点鎖線を用いて「権利を主張しない部分」を表現することもできる。

しかし、画像デザインが分離された複数の画像エレメントであるときや、意匠登録を受けようとする内容を明確に限定する必要があるときは、図1の図9-16のように、破線やその他の点線で境界線（boundary）を描かなければならない。



図 9-12 コンピュータプログラム製品の画像



図 9-13 コンピュータプログラム製品の画像



図 9-14 コンピュータプログラム製品の GUI

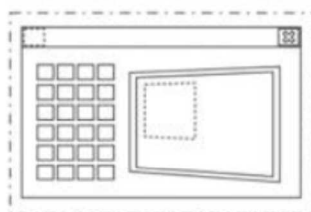


図 9-15 モニターの GUI

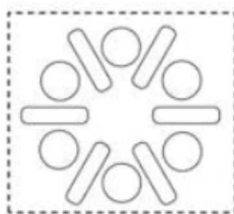


図 9-16 コンピュータプログラム製品の画像

図 1：画像デザインの図面例

2.建築物と室内デザインを意匠登録の保護対象とすることの明確化

2013年に行われた審査基準の改訂では、「家屋、橋梁等の建物または室内、庭園等の不動産のデザイン」を意匠登録の対象とすることができないという制限が解除されたものの、関係者より、建築物や室内デザイン等の不動産のデザインが、意匠登録の対象になり得るか、との疑問の声が多く寄せられた。

改訂版審査基準では、日本で2020年4月1日に施行された意匠法と同様に、建築物や室内デザインが意匠登録の対象として明確に加えられており、意匠が応用される物品とは、生産プロセスにて重複して再現することができるものと定め、それには工業またはハンドメイドにより製造されるものが含まれるほか、**建築物、橋梁、または室内空間などのデザインもその中に含まれる**と定められている。

また、「厨房の部分意匠」の図を例として挙げ（図2参照）、室内デザインの図面の開示方法を説明している。図面は斜視図とその他の必要な図により「権利を主張する部分（意匠登録を受けようとする部分）」を十分に表現するものとし、開示されていない図は「権利を主張しない部分（意匠登録を受けようとする部分）」とみなされる。

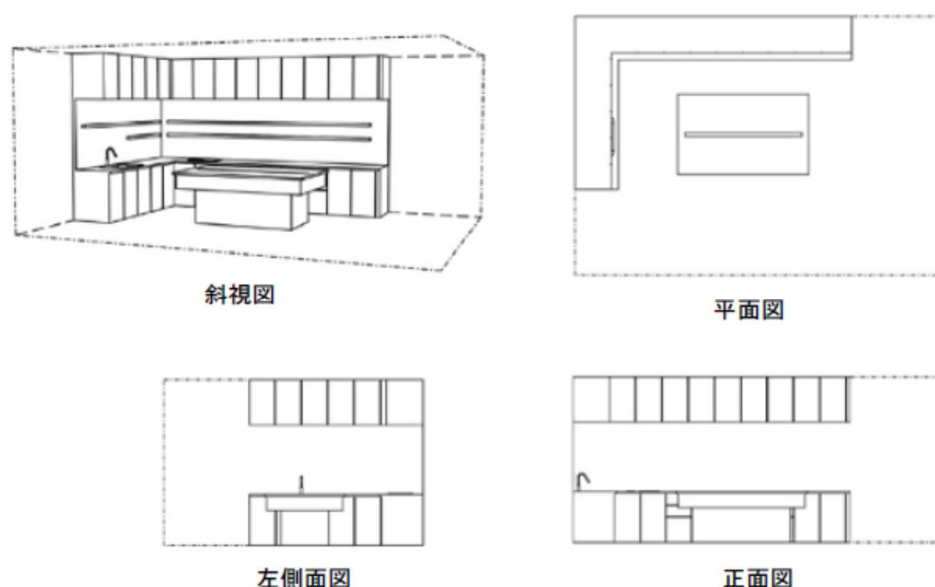


図2:建築物や室内デザインの図面例

3.~5.については、「台湾意匠審査基準の改訂ポイント（後編）」をご覧ください。

【引用・参考文献】

改訂「専利審査基準」第三篇設計専利実体審査第一、二、三、七、八、九章。

台湾 2020 年 11 月 1 日から適用

<https://topic.tipo.gov.tw/patents-tw/cp-750-881881-d8fd4-101.html>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）